

平成30年6月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年6月25日(月)午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外 の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課主事	
議 題	報告第 18号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約の専決について 報告第 19号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について 報告第 20号 学校給食センター運営委員の委嘱の専決について 議案第 28号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部改正について 議案第 29号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について 議案第 30号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 平成30年6月教育業務報告及び平成30年7月教育業務予定	
傍聴者	なし	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、6月教育委員会定例会を開会します。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。	
事務局	次に、審議事項に入ります。	
	それでは、報告第18号について事務局より説明をお願いいたします。	
	○報告第18号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約の専決について	
	資料の1ページから3ページをご覧ください。竹来中学校校舎設備改修工事請負契約の専決に対する承認を求めるものです。	
	工事の概要は、竹来中学校の北棟、南棟及び新館棟各室へのエアコンの設置・更新と各階にあるトイレの全面改修、多目的トイレの新設です。報告は以上です。ご承認をお願いします。	

教育長	ただいま事務局より、報告第18号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	エアコンの設置状況ですが、現時点で、町内10校のうち6校に設置されていると思います。今年度に竹来中学校の整備を行うので、エアコンが未設置の学校は3校になりますが、今後の予定はどのようになっていますか。
事務局	来年度に阿見第一小学校の工事を行う予定です。君原小学校と阿見第二小学校については、現在のところ、エアコンの設置計画はありません。ただし、エアコンの設置に伴い、各小・中学校で不要な扇風機が出ますので、それらをエアコン未設置の学校に配置するという対応を考えています。
委員	これから暑い時期になるので、早急に対応していただきたいと思います。また、同じ阿見町内にある学校なのに、学校再編対象校という理由でエアコンの設置計画がないのは良くないと思います。
委員	学校再編対象校等の理由で、これまでは予算がつかなかった状況があると思います。しかし、今後の予算の確保については、総合教育会議の中で直接町長と協議することができますので、そのような場を活用しても良いと思います。
委員	何が最善なのかは分かりませんが、税金の使用を考えた時に、無くなる予定のものにお金をかけることに対しては、少し違和感があります。しかし、子ども達のことを考えると、何か対策をする必要があると思います。 町内すべての学校の環境を整えるのも1つの方法だと思いますが、将来を見据えて、今あるものを活用することも1つの方法だと思います。例えば、夏の期間だけエアコンがある近くの学校で授業を受ける等、エアコンの設置以外の方法もあるのではないかと思います。
委員	エアコンについては、レンタルできるものが今はあるので、それを導入するだけでも状況は異なると思います。是非、検討していただきたいです。
教育長	ご意見、ありがとうございます。お金がない中で、何をどの程度できるのか検討していきたいと思います。また、教育行政に携わる者として、引き続き予算等の要望をしていきたいと思います。 それでは、報告第18号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第18号については承認されました。  次に、報告第19号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	○報告第19号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について

	<p>資料の4～5ページをご覧ください。阿見町青少年相談員の任期は2年で、定員が30名となります。現在、阿見町青少年相談員の方が16名いますが、今年度で阿見町青少年相談員を辞める方が2名います。これに伴い、新たに2名の方に阿見町青少年相談員を委嘱する専決をさせていただきました（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第19号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>昨年度、青少年相談員に対してどのような相談があったのか分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>青少年相談員は、主に地域のパトロールを行っています。まいあみまつりでのパトロールや、青色防犯パトロール等を実施しています。</p> <p>なので、何か相談を受けるのではなく、外に出て非行の防止や安全維持のための活動を行うことが中心になっています。活動した内容については、活動記録として報告していただいています。</p>
委員	<p>定員が30名となっておりますが、パトロール等の活動を行うために30名程度の人数が必要だと判断して、このような定員になったのだと思います。教育関係の方だけではなく、地域の民生委員の方や、行政区の自主防災組織の方等、地域で活動している方に呼びかければ協力してくださる方がいると思います。</p>
教育長	<p>それでは、報告第19号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第19号については承認されました。</p>
	<p>次に、報告第20号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○報告第20号 学校給食センター運営委員の委嘱の専決について</p> <p>資料の6～8ページをご覧ください。学校給食センター運営委員につきましては、阿見町立学校給食センターの設置、管理及び運営等に関する条例に基づき、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要な事項について審議するために設けられています。</p> <p>任期は2年間で、平成28年4月に委嘱した委員の方の任期満了に伴い、新たに21名の委員を委嘱する専決をさせていただきました（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第20号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>

	<p>それでは、報告第20号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第20号については承認されました。</p>
	<p>次に、議案第28号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第28号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>資料の9～10ページをご覧ください。国の幼稚園就園奨励費に関する国庫補助限度額が改正されたことに伴い、町の交付要綱を改正するものです。</p> <p>10ページの補助金交付要綱新旧対照表をご覧ください。所得階層区分の第3階層について変更がありました。第1子については、139,200円が187,200円に変更になりました。また、第2子については、223,000円が247,000円に変更になりました。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第28号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
	<p>それでは、議案第28号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第28号については承認されました。</p>
	<p>次に、議案第29号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第29号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について</p>
	<p>資料の11～29ページをご覧ください。これまでは、学校に入学前の新入生の保護者に対して、就学援助費を支給することができませんでした。例えば、平成30年の4月に新1年生となる小・中学生の保護者に対しては、お子様が学校に入学した後でないと就学援助費を支給できませんでした。</p> <p>しかし、今回の規則改正により、新入学児童・生徒が学校に入学する前に、入学準備金として就学援助費を支給することが可能になります。</p> <p>また、平成31年の4月に新1年生となる小・中学生の保護者の中で、入学準備金の支給を希望される方に対しては、平成30年の12月頃までに申請していただき、支給が認められた方に対しては、平成31年の2月頃に支給する予定です。</p> <p>入学準備金の支給額については、小学生が40,600円、中学生が47,400円です。説明は以上です。</p>

教育長	<p>ただいま事務局より、議案第29号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>これまでは行政の都合により、必要な時にお金を支給することができませんでしたが、今回の規則改正で、保護者の方が必要とする時にお金を支給することができるようになりました。</p> <p>それでは、議案第29号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第29号については承認されました。</p> <p>次に、議案第30号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第30号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は平成30年度の当初認定分となり、要保護児童生徒が24名、準要保護児童生徒が100名、不認定者が57名となります。説明は以上です。ご認定をよろしくお願いします。</p>
教育長	ただいま事務局より、議案第30号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	資料の申請理由の欄に、「01」や「02」とありますが、これは何を示しているのですか。また、今回の人数は、昨年度と比較するとどのようになっていますか。
事務局	「01」は要保護の申請をしている世帯、「02」は準要保護の申請をしている世帯を示しています。また、前年度の同時期の人数ですが、要保護児童生徒が26名、準要保護児童生徒が128名、不認定者が38名となります。
教育長	それでは、議案第30号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第30号については承認されました。</p> <p>次に、6月の教育業務報告及び7月の教育業務予定を事務局からお願いいた</p>

事務局	<p>します。</p> <p>○平成30年6月教育業務報告</p> <p>1日あいさつ声かけ運動、町教務主任会、5日議会全員協議会、議会定例会開会、6日阿見第一小学校創立記念日、議会一般質問、7日議会一般質問、8日議会民生教育常任委員会、12日所課長訪問に係る事前面談、14日所課長訪問に係る事前面談、教科用図書選定協議会、15日校長面会、計画訪問、19日所課長訪問、議会定例会閉会、上下水道課長面会、20日所課長訪問、中学生通学用反射タスキ贈呈式、第1回教育支援委員会、町民運動会朝日中地区推進委員会、21日所課長訪問、いじめ問題対策連絡協議会、22日平成30年度北関東町村教育長会定期総会並びに研修会、23日平成30年度北関東町村教育長会定期総会並びに研修会、25日計画訪問、教育委員会定例会、26日町校長会、28日町教頭会、阿見町行政改革推進本部会議、29日計画訪問</p> <p>○平成30年7月教育業務予定</p> <p>1日阿見小学校創立記念日、町子連球技大会、2日計画訪問、3日教育委員会定例管理職会、文化芸術振興審議会、4日計画訪問、町教務主任会、5日ふるさと文芸検討委員会、6日教科用図書選定協議会、文化財巡視、学警連懇親会、10日花と緑の環境美化コンクール町花壇審査、11日政策調整会議、12日市町村教育長協議会役員会、いきいき学校保健委員会、14日第41回4Rライオンズクラブ少年野球大会、20日一学期終業式、国体実施本部全体会、23日予科練平和記念館運営協議会、25日市町村教育長協議会夏期研修会、26日総合教育会議、教育委員会定例会(予定)、27日文化財保護審議会、30日平和記念式典派遣事業結団式、表敬訪問、31日議会全員協議会</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、6月の教育業務報告及び7月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>6月21日のいじめ問題対策連絡協議会では、どのようなことをしているのですか。</p>
教育長	<p>町内小・中学校の生徒指導主事の先生に集まっていたき、主に中学校区単位で協議をしていただきました。</p> <p>また、協議会の中で、いじめの捉え方が従前とは大きく異なること、このことを校長、教頭、教務主任だけでなく、現場の担任の先生も自覚し、危機感を持って事案の対処にあたる必要があることを述べさせていただきました。</p>
委員	<p>いじめ等に関するニュース等を見ていると、依然として、情報を隠そうとする傾向があるように思います。隠すのではなくきちんと情報共有して、学校だけではなく教育委員会も含めて対応していくことが必要だと思います。</p> <p>この協議会等をとおして、情報を隠さず共有すること等を徹底してほしいと思います。</p>

教育長	<p>毎年、校長会等では、報告・連絡・相談は行うべきものであり、職員に徹底させるように指導しています。また、報告が遅れたり、報告をしなくても良いと判断したりした結果、隠していたと捉えられてしまうことがあります。</p> <p>教育の根幹である信頼を守るためにも、このようなことがないように、指導を徹底しています。</p>
委員	先月報告があった重大事案については、その後どうなりましたか。
教育長	<p>先月の状態のままで、進展はありません。被害者側の意向を尊重しながら、今後に対応していきます。</p> <p>それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他連絡事項について説明いたします。</p> <p>(その他連絡事項については下記記載のとおり)</p>
教育長	ありがとうございました。その他ございませんか。
委員	大阪で地震によりブロック塀の下敷きになった児童が亡くなったことを受けて、国からブロック塀等に関する調査依頼が出されていますが、阿見町の状況はどうですか。
事務局	大阪での地震を受けて、早々に町独自で調査をしました。ただし、専門的な知識を持っていない事務局の職員による確認が終わった段階です。今後は、専門的な知識を持つ町長部局の職員と再度確認を行い、危険箇所については撤去や改修を早々に行いたいと考えています。
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成30年7月26日(木) 午後3時30分</p> <p>○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)</p>
閉会	午後 5 : 1 5

議事録署名

平成 年 月 日

教 育 長

委 員